

介護保険制度が改正されます

主要内容

①介護保険料

平成30年度～32年度の介護保険料が決まりました。

※平成30年度確定の年間保険料額については、7月に通知書を送付します。

※介護サービスが必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう保険料の納付にご理解をお願いします。

②利用者負担

負担割合が2割であった方で、特に所得の高い方について8月から負担割合が3割になります。

	現行の負担割合	8月からの負担割合
合計所得金額220万円以上かつ 年金収入＋合計所得金額≥単身世帯340万円 (2人以上の世帯は463万円)	2割	3割
合計所得金額160万円以上かつ 年金収入＋合計所得金額≥単身世帯280万円 (2人以上の世帯は346万円)	2割	2割
合計所得金額160万円未満	1割	1割

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額

介護保険負担割合証の発行

要支援、要介護の認定を受けた方に、利用者負担の割合（1割、2割または3割）が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

③高額医療・高額介護合算制度の所得区分変更

8月から現役並み所得者の区分が細分化および上限の引き上げとなります。

<現行>

所得区分	70歳以上の上限額
現役並み所得者※1	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ※2	19万円

<8月から>

所得区分	70歳以上の上限額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上	141万円
課税所得145万円以上	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ※2	19万円

細分化
＋
上限引き上げ



据え置き



※1 現役並み所得者とは、同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者（65歳以上の方）がいて、その世帯の第1号被保険者の収入が単身世帯383万円以上、2人以上の世帯520万円以上の方

※2 低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が世帯内に複数いる場合は、限度額が31万円となります。

問合せ先 役場 民生課 内線115・158

公共施設予約システムをご利用ください

お手持ちのパソコンやスマートフォンなどから、簡単に町内の公共施設の空き状況確認や予約申請ができます。ぜひご利用ください。

なお、予約申込には事前に窓口での利用者登録が必要です。詳しくは、お問合せください。

問合せ先 役場 企画課 内線163
公民館内 社会教育課 ☎(443)2671
スポーツセンター ☎(443)7077



7月の公民館ロビー展示

和紙ちぎり絵展

7月3日（火）～15日（日）

●ちぎり絵クラブ

写真展

7月18日（水）～31日（火）

●写真同好会

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。